

令和6年度住民税非課税世帯に価格高騰重点支援給付金を支給します ～2月19日（水）から順次支給決定通知書等を発送します～

千葉市では、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい令和6年度住民税非課税世帯に対する価格高騰重点支援給付金（3万円）および給付対象世帯のうち18歳以下の児童を扶養している世帯に対し、加算金（児童1人当たり2万円）を支給しますので、お知らせします。

1 対象世帯

令和6年12月13日時点で本市に住民登録があり、令和6年度住民税が非課税世帯で、支給要件に該当すること。

<主な支給要件>

- ・他市区町村での同趣旨の給付金を受給していないこと。
- ・住民税が課税されている方の扶養を受けている方のみからなる世帯ではないこと。

※支給要件の詳細は市ホームページをご確認ください。なお、支給要件に該当しない方で「支給決定通知書（兼支給要件確認書）」（以下、「支給決定通知書」という）が送付された場合は千葉市価格高騰重点支援給付金コールセンターまでご連絡ください。

2 支給額

1世帯当たり3万円

18歳以下の児童を扶養している世帯は、児童1人当たり2万円を加算

3 手続き方法

世帯の状況	手続き方法
千葉市価格高騰重点支援給付金を世帯主名義の口座で受給したことがある世帯	手続きは不要です。2月19日（水）から順次、支給決定通知書（はがき）を送付します。
世帯主がマイナポータルで公金受取口座を登録している世帯	
上記以外の令和6年度住民税非課税世帯	3月14日（金）から確認書（封書）を送付します。 必要事項を記入後、ご返送ください。
令和6年1月2日以降に千葉市に転入した方がいる世帯で、市から支給決定通知書または確認書が送付されていない世帯	申請が必要です。 申請書は3月19日（水）から配付します。市ホームページでダウンロードするかコールセンターまでご連絡いただければ郵送します。
新生児や住所を別にしている児童を扶養している世帯	

※確認書および申請書の提出期限は6月30日（月）です。

なお、新生児（令和6年12月14日から令和7年6月30日までに出生）の加算分の申請書提出期限は7月31日（木）までです。（いずれも当日消印有効）

4 支給日

令和7年3月12日（水）以降順次（予定）

※確認書・申請書により申請された方は、受理後おおむね1カ月程度

5 コールセンター等

(1) 千葉市価格高騰重点支援給付金コールセンター（開設済）

ア 連絡先

電話 0120-463-002（通話料無料）

※耳や言葉が不自由な方は、電子メールやFAXでお問い合わせいただけます。

電子メール kyuhukin-suisin@city.chiba.lg.jp

FAX 0120-600-769

イ 受付時間

9:00～17:00（平日のみ）

(2) 相談窓口

ア 設置場所

市役所1階 市民ヴォイド（情報ステーション隣）

イ 相談窓口開設日

令和7年3月19日（水）

ウ 受付時間

9:00～17:00（平日のみ）

※確認書、申請書の受け付けは不可です。



6 市ホームページ

【URL】 https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/hogo/r6_kyuhukin2.html